

令和2年度第1回大阪府ESCO提案審査会 議事要旨

1) 次第1：開会

(事務局)

- ・本審査会はWebにて開催する。本審査会について、資料②「会議の公開に関する指針」に基づき公開で実施すること、及び資料③「大阪府ESCO提案審査会規則」に基づき、過半数の委員の出席により本会議が成立していることを報告する。

2) 次第2：大阪府ESCO提案審査会の会長について

- ・委員の互選で会長は西岡委員に決定。

3) 次第3：令和2年度ESCO提案審査会の開催予定について

(事務局)

- ・資料⑥を説明した。

4) 次第4：新・大阪府ESCOアクションプランの進捗について

(事務局)

- ・資料⑦に基づき、新プランの進捗状況を説明した。
また、今年度の公募施設の説明を行った。

(委員)

- ・設備更新型、民間資金活用型の使い分けについて、まずは民間資金活用型ESCO事業の導入を検討し、導入が難しいと判断されたら設備更新型ESCO事業の導入を検討するという流れか。

(事務局)

- ・その通りである。今回、設備更新型で公募する教育センターは光熱水費の少ない施設となっているため、民間資金活用型ESCO事業では導入が難しい施設と判断していた。そこで次に設備更新型ESCO事業による導入を検討することとなるのだが、設備更新型ESCO事業では最初に工事費が必要となる。この工事費が用意できないと事業化ができないのだが、教育センターではその工事費を用意することができたため今回事業に踏み切ることができた。

(委員)

- ・これまで民間資金活用型ESCO事業では導入が困難であった施設でも、設備更新型ESCO事業であれば導入の可能性が出てくるという考えでいいのか。

(事務局)

- ・その通りである。

(委員)

- ・資料⑧の対象施設は追加施設があったのか。

(事務局)

- ・もともと82施設あり、その中で追加削除を行った。設備更新型での検討による変更は行っていない。また今後必要に応じて追加していく

5) 次第5：閉会

- ・事務局より、新たな諮問のため提案審査会へ資料⑨諮問書をWebにて提示し、審議を終了。

以上